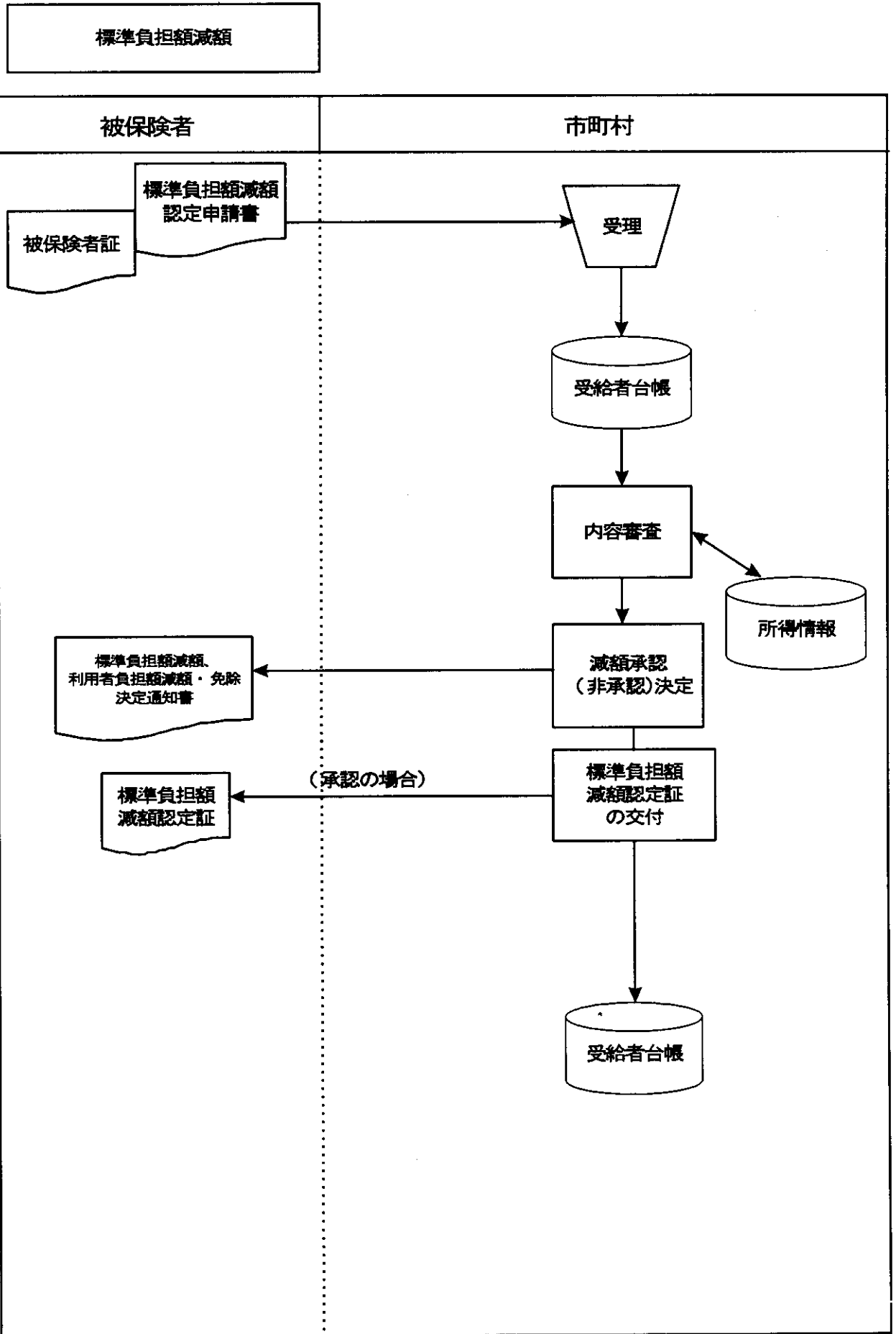
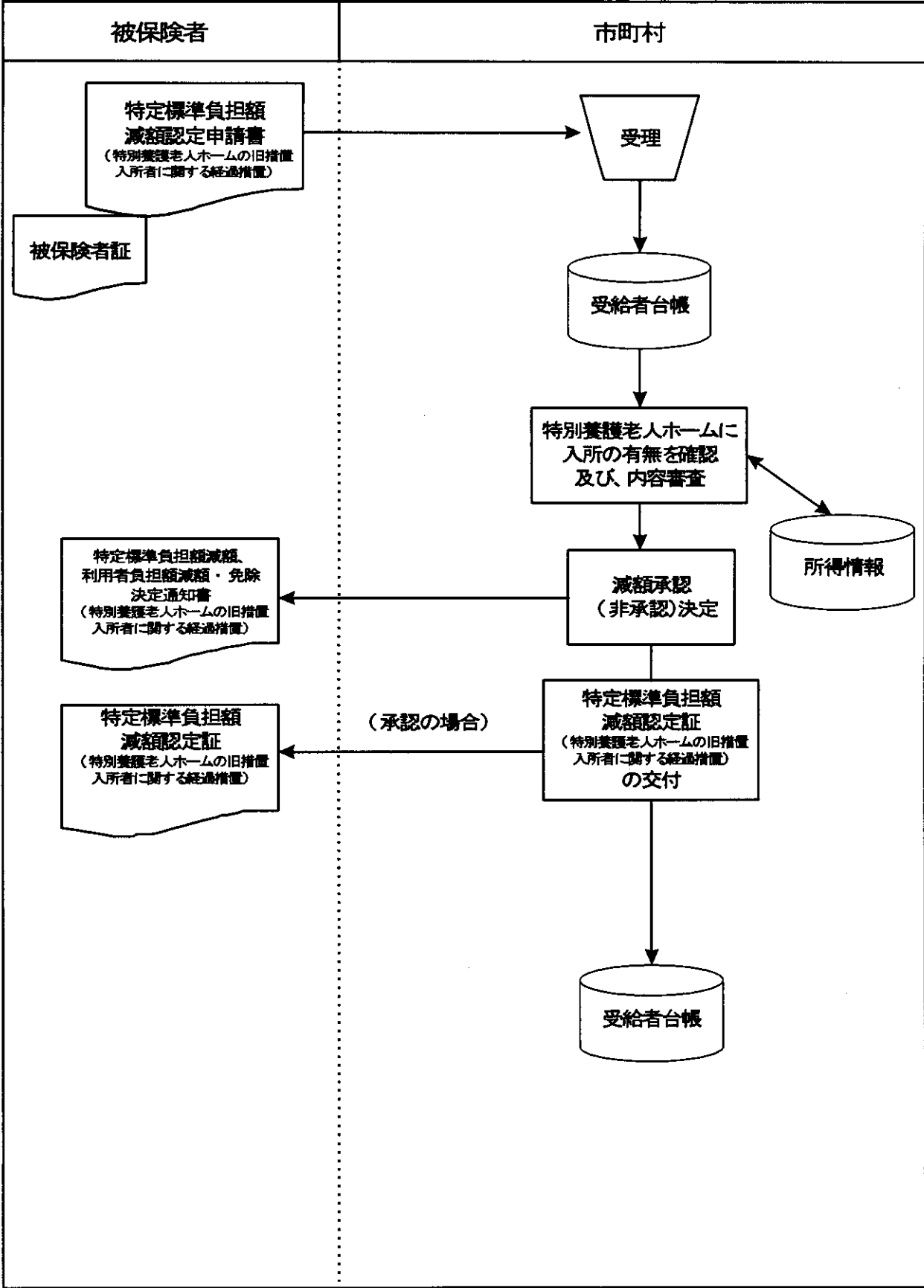


大項目	中項目	小項目	
標準負担額減額	標準負担額減額申請		
被保険者	市町村		
<p>1 被保険者は、標準負担額減額認定申請書に被保険者証を添えて届け出る。</p>	<p>2 届出を受理し、被保険者証を参照して資格内容を確認する。</p> <p>3 所得情報を参照し、標準負担額の減額要件に適合しているか確認の上、減額認定の承認（非承認）決定を行う。</p> <p>4 標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書及び承認の場合は標準負担額減額認定証も同時に送付する。</p>		
<p>備考</p> <p>1 標準負担額の考え方</p> <p>イ. 低所得者等（下記ロ及びハ）以外 <math>\alpha</math> 円／日</p> <p>ロ. 市町村民税世帯非課税者等 <math>\beta</math> 円／日</p> <p>①その属する世帯の世帯主及び世帯員の全てについて市町村民税が非課税又は免除されている者（市町村民税世帯非課税者）</p> <p>②標準負担額が <math>\beta</math> 円まで減額されなければ、生活保護受給者になってしまう者</p> <p>ハ. 老齢福祉年金受給者等 <math>\gamma</math> 円／日</p> <p>①市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者</p> <p>②生活保護の被保護者</p> <p>③標準負担額が <math>\gamma</math> 円まで減額されなければ、生活保護受給者になってしまう者</p> <p>上記のうち、ロ及びハの場合が減額の対象となる。</p> <p>老人保健制度及び健康保険制度における標準負担額は</p> <p><math>\alpha = 760</math> 円    <math>\beta = 500</math> 円（長期該当）    <math>\gamma = 300</math> 円</p> <p>2 標準負担額減額の有効期間は、申請のあった日の属する年の翌年5月31日まで（申請が1月～5月までの間に行われた場合はその年の5月31日まで）とすることを検討中。</p> <p>3 所属世帯及び所得状況の判断方法は、高額介護サービス費等の支給要件とあわせる方向で検討中。</p>			

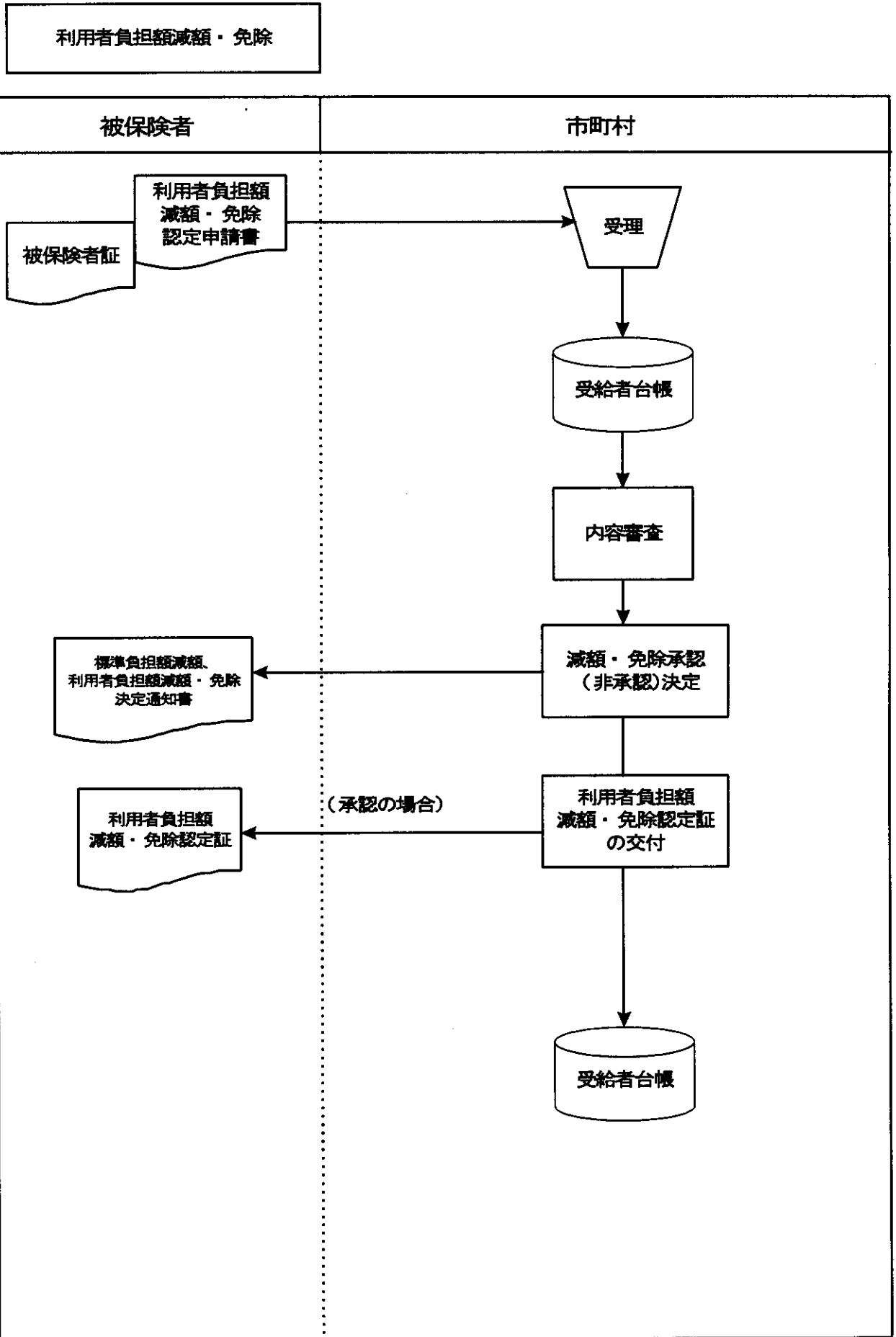


大項目	中項目	小項目
特定標準負担額減額	特定標準負担額減額申請	旧措置入所者への経過措置
被保険者	市町村	
<p>1 被保険者は、特定標準負担額減額認定申請書（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）に被保険者証を添えて届け出る。</p>	<p>2 届出を受理し、被保険者証を参照して資格内容を確認する。</p> <p>3 被保険者が特別養護老人ホームに入所していること及び所得要件を確認し、減額認定の承認（非承認）決定を行う。但し、所得要件については検討中。</p> <p>4 特定標準負担額減額、利用者負担額減額・免除（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）決定通知書及び承認の場合は特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）も同時に送付する。</p>	
<p><b>備考</b></p> <p>1 平成12年4月1日時点において、特別養護老人ホームに入所している旧措置入所者が対象となる。対象者については、準備認定期間中に要介護・要支援認定申請と同時に当該申請を行うよう指導する。</p> <p>2 特定標準負担額減額の有効期間の設定及び減額要件については、検討中。</p>		

**特定標準負担額減額**  
(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)



大項目	中項目	小項目	
利用者負担額減額・免除	利用者負担額減額・免除申請		
被保険者	市町村		
<p>1 被保険者は、利用者負担額減額・免除申請書に被保険者証を添えて届ける。</p>	<p>2 届出を受理し、被保険者証を参照して資格内容を確認する。</p> <p>3 利用者負担額の減免の要件に適合しているか確認の上、減免の承認（非承認）決定を行う。</p> <p>4 標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書及び承認の場合は利用者負担額減額・免除認定証も同時に送付する。</p>		
<p><b>備考</b></p> <p>1 利用者負担額の減免措置の要件</p> <p>(1) 要介護(要支援)被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 要介護(要支援)被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 要介護(要支援)被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 要介護(要支援)被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 給付率については、90/100を超え100/100以下の範囲内において市町村が定めた割合とする。</p> <p>3 利用者負担額の減額・免除の有効期間の設定の考え方については、検討中。</p>			



大項目	中項目	小項目
利用者負担額減額・免除	利用者負担額減額・免除申請	旧措置入所者への経過措置
被保険者	市町村	
<p>1 被保険者は、利用者負担額減額・免除申請書（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）に被保険者証を添えて届け出る。</p>	<p>2 届出を受理し、被保険者証を参照して資格内容を確認する。</p> <p>3 被保険者が特別養護老人ホームに入所していることと、所得要件を確認し、利用者負担額の減免の承認（非承認）決定を行う。但し、所得要件については検討中。</p> <p>4 特定標準負担額減額、利用者負担額減額・免除（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）決定通知書及び承認の場合は利用者負担額減額・免除認定証（旧措置入所者）も同時に送付する。</p>	
<p><b>備考</b></p> <p>1 平成12年4月1日時点において、特別養護老人ホームに入所している旧措置入所者が対象となる。対象者については、準備認定期間中に要介護・要支援認定申請と同時に当該申請を行うよう指導する。</p> <p>2 減免の場合の減免後の給付率については、90/100を超え100/100以下の間で市町村にて設定する。</p> <p>3 利用者負担額の減額・免除（旧措置入所者への経過措置）の有効期間の設定及び減免要件については検討中。</p>		

**利用者負担額減額・免除**  
 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)

